特定非営利活動法人子どもセンター てんぽ定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は，特定非営利活動法人子どもセンター てんぽという。

（事務所）

第２条　この法人は，事務所を横浜市港北区新横浜三丁目１８番３号　新横浜法律事務所内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は，虐待その他の理由により行き場のない子どもの緊急避難先や共同生活の場を確保し，子ども達自身の選択による自立を支援することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は，前条の目的を達成するため，次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は，第３条の目的を達成するため，次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①　子どものシェルター運営事業

②　自立援助ホーム運営事業

③　居場所のない子どもの相談事業

④　アフターケア事業

⑤　子どもの問題についての啓発事業

⑥　その他，この法人の目的を達成するために必要な事業

（２）その他事業

①　不動産賃貸事業

２　前項第２号に掲げる事業は，同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし，利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は，次の３種とし，正会員をもって特定非営利活動促進法（以下，「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
（３）法人会員　この法人の事業を賛助するために入会した法人。

（入会）

第７条　正会員，賛助会員又は法人会員として入会しようとするものは，理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

２　理事長は，前項の申込みがあったときは，前条に掲げる条件に適合すると認めるときは，正当な理由がない限り，入会を認めなければならない。

３　理事長は，第１項のものの入会を認めないときは，速やかに，理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は，総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員，賛助会員又は法人会員が次の各号の一に該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し，又は会員である団体が消滅したとき。
（３）継続して２年以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条　正会員，賛助会員又は法人会員は，理事長が別に定める退会届を理事長に提出して，任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは，総会において正会員総数の４分の３以上の議決により，これを除名することができる。この場合，その会員に対し，議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款等に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納の入会金，会費及びその他の拠出金品は，返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　９人以上１５人以内
（２）監事　２人

２　理事のうち，１人を理事長，１～２人を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は，総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は，理事の互選とする。

3　役員のうちには，それぞれの役員について，その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ，又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は，理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は，この法人を代表し，その業務を総理する。

2　副理事長は，理事長を補佐し，理事長に事故があるとき，又は理事長が欠けたときは，理事長があらかじめ指名した順序によって，その職務を代行する。

3　理事は，理事会を構成し，この定款の定め及び理事会の議決に基づき，この法人の業務を執行する。

4　監事は，次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果，この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には，これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするために必要がある場合には，総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について，理事に意見を述べ，若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

2　補欠のため，又は増員によって就任した役員の任期は，それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち，その定数の３分の１を超える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは，総会において正会員総数の４分の３以上の議決により，これを解任することができる。この場合，その役員に対し，議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため，職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員は，その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には，その職務を執行するために要した費用を弁償することができ

る。
3　前２項に関し必要な事項は，総会の議決を経て，理事長が別に定める。
（職員）
第２０条　この法人に，事務局長その他の職員を置くことができる。
2　職員は，理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第２１条　この法人の総会は，通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第２２条　総会は，正会員をもって構成する。
（権能）
第２３条　総会は，以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）事業計画及び収支予算に関する事項
（５）事業報告及び収支決算に関する事項
（６）役員の選任等に関する事項
（７）入会金，会費に関する事項
（８）長期借入金に関する事項
（９）事務局の組織等に関する事項
（１０）その他この法人の運営に関する重要事項
（開催）
第２４条　通常総会は，毎年１回開催する。
2　臨時総会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第４項第４号の規定により，監事から招集があったとき。
（招集）
第２５条　総会は，前条第２項第３号の場合を除き，理事長が招集する。
2　理事長は，前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは，その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面をもって，少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第２６条　総会の議長は，その総会において，出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第２７条　総会は，正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することがで

きない。

（議決）

第２８条　総会における議決事項は，第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は，この定款に規定するもののほか，出席した正会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は，平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は，あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し，又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は，第２７条，前条第２項，次条第１項及び第５１条の適用については，総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について，特別の利害関係を有する正会員は，その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては，その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名，押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は，理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は，この定款で定めるもののほか，次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は，次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第５号の規定により，監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は，理事長が招集する。

２　理事長は，前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは，その日から７日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは，会議の日時，場所，目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって，少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は，理事長がこれに当たる。

（定足数）

第３６条　理事会は，理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第３７条　理事会における議決事項は，第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は，理事総数の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は，平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は，あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は，第３６条及び次条第１項の適用については，理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について，特別の利害関係を有する理事は，その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数，出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては，その旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には，議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名，押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）理事会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務者の氏名

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第４０条　この法人の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された財産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の区分）

第４１条　この法人の資産は，これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第４２条　この法人の資産は，理事長が管理し，その方法は，総会の議決を経て，理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４３条　この法人の会計は，次に掲げる原則に従って行うものとする。

（１）会計簿は，正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

（２）財産目録，貸借対照表及び収支計算書は，会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

（３）採用する会計処理の基準及び手続については，毎事業年度継続して適用し，みだりにこれを変更しないこと。

（４）収入及び支出は，予算に基づいて行うこと。

（会計の区分）

第４４条　この法人の会計は，これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び収支予算）

第４５条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は，理事長が作成し，総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４６条　前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事長は，理事会の議決を経て，予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費の設定及び使用）
第４７条　予算超過又は予算外の支出に充てるため，予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは，理事会の議決を経なければならない。
（事業報告及び収支決算）
第４８条　この法人の事業報告及び収支決算は，毎事業年度ごとに理事長が事業報告書，収支計算書，貸借対照表及び財産目録等として作成し，監事の監査を経て，その年度終了後２か月以内に総会の承認を得なければならない。
（事業年度）
第４９条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（長期借入金）
第５０条　この法人が資金の借入をしようとするときは，その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き，総会の承認を得なければならない。

第８章　定款の変更，解散及び合併

（定款の変更）
第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは，総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を得なければならない。
２　定款の変更は，次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
（１）主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）
（２）資産に関する事項
（３）公告の方法
（解散）
第５２条　この法人は，次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは，正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは，所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５３条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は，法第１１条第３項に掲げる者のうち，総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第５４条　この法人が合併しようとするときは，総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経，かつ，所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５５条　この法人の公告は，この法人の掲示場に掲示するとともに，官報に掲載して行う。ただし，貸借対照表の公告については，この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第５６条　この定款の施行について必要な細則は，理事会の議決を経て，理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は，この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は，第１４条の規定にかかわらず，次に掲げる者とする。

理事長	影山秀人
副理事長	松原康雄
同	田上淳子
理事	秋田長二郎
同	岡本充代
同	髙橋　温
同	徳丸のり子
同	西岡千恵子
同	東　玲子
同	三宅捷太
同	山川　保
監事	玉越浩美
同	野口容子

３　この法人の設立当初の役員の任期は，第１６条第１項の規定にかかわらず，成立の日から平成２０年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は，第４５条の規定にかかわらず，設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は，第４９条の規定にかかわらず，成立の日から平成１９年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は，第８条の規定にかかわらず，次に掲げる額とする。

（１）正会員　　入会金　　5,000 円，　年会費　　5,000 円

（２）賛助会員　入会金　　3,000 円，　会費１口　3,000 円

附則

この定款は，平成 22 年 11 月 10 日から施行する。

附則

この定款は，平成 27 年 5 月 16 日から施行する。

附則

この定款は，平成 29 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この定款は，令和 1 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この定款は，令和　年　月　　日から施行する。

２０２６年度事業計画書

（２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日まで）

法人の名称　特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

第１　法人の組織・財政の整備・強化

１　認定ＮＰＯ法人格を活かして、一般寄付・企業寄付の継続的なお願いと、法人会員の増加による財政基盤の強化を引き続き進める。

２　継続性を維持するための正会員・賛助会員の新規獲得。

第２　事業計画

１　事業の目標

①　子どもシェルターてんぽについては、必要な職員を確保し、居場所のない子ども・若者の自立に向けた支援の充実をはかりつつ、定員の２倍以上の新規入所者を確保し、安定的運営に努める。

②　自立援助ホームみずきの家については、必要な職員を確保し、職員の定着をめざし、利用者及び退所者の自立に向けた支援の充実をはかり、安定的運営に努める。

③　居場所のない子どもの電話相談については、必要な職員を確保し、職員の定着をめざし、相談事業の充実と体制整備に努める。

の３つを主な活動として位置づけ、これに加えて、④広報・啓発活動と、子どもシェルター全国ネットワーク会議を通じた制度改革への取り組みを行う。

２　事業内容

特定非営利活動に係る事業

（１）子どものシェルター運営事業

・内　　容　子どもシェルターてんぽ（定員：男女６名）において、児童福祉法上の児童自立生活援助事業として、原則として１５歳から２０歳前後の緊急的に居所を必要とする子ども・若者を保護する。

期間は原則として２か月程度とし、この間、保護を担う職員、弁護士等やボランティアスタッフが将来的な自立の方向性を子ども・若者と一緒に考えながら、関係機関と連携して専門的支援を行う。

・利用者の自立支援
・退所後に向けた支援
・退所者に対するアフターケア
・スタッフ、ボランティア研修
・子ども担当弁護士研修

・子どもシェルター全国ネットワーク会議の活動
・神奈川県自立援助ホーム協議会の活動

・日　　時　通年
・場　　所　神奈川県内のシェルター（場所は非公開）
・従業者人員　常勤スタッフ５名、非常勤スタッフ４名、有償ボランティア約３０名
・受益対象者　原則として１５歳から２０歳前後の緊急的に居所を必要とする子ども・若者約１２名
・支出見込額　４２，１００，８３２円

（２）自立援助ホーム運営事業

・内　　容　自立援助ホームみずきの家（定員：女子６名）において、なんらかの理由により家庭で生活できなくなり、自立を目指す子ども・若者（原則として１５歳から２０歳前後）に、共同生活を通して自立する準備期間を提供し、日常生活上の相談や支援、就学・就労の支援、退所に向けた支援を行う。
・利用者の自立支援
・退所後に向けた支援
・退所者に対するアフターケア
・全国自立援助ホーム協議会の活動
・神奈川県自立援助ホーム協議会の活動

・日　　時　通年
・場　　所　自立援助ホームみずきの家（南足柄市生駒７５番地）
・従業者人員　常勤スタッフ４名、非常勤スタッフ２名
・受益対象者　原則として１５歳から２０歳前後の、なんらかの理由により家庭で生活できなくなり、自立を目指す子ども・若者約６名
・支出見込額　３９，７９６，９１８円

（３）居場所のない子どもの相談事業

・内　　容　居場所のない子ども・若者の相談を受け、シェルター＆みずきの家の利用を含めた居場所確保の支援をする。
　シェルター＆みずきの家の退所者の相談を受けてスタッフと情報を共有し、必要に応じて退所者支援につなげる。
　電話相談カードを作成し、各関係機関、神奈川県内の高等学校子ども・若者の支援をしているＮＰＯ団体、各警察署等に配布する。

・日　　時　通年　平日の月～金曜日の１３：００－１７：００
・場　　所　シェルター事務局
・従業者人員　非常勤スタッフ６名
・受益対象者　居場所のない子ども・若者およびその関係者約１１０名
・支出見込額　２，５７４，４３２円

（４）アフターケア事業

①　アフターケア事業

・内　　容　シェルター＆みずきの家の退所者に対するアフターケアとして、以下の取り組みを行う。
・SMS、LINE などを用いた連絡
・電話相談（居場所のない子どもの電話相談と同一窓口）
・アフターカンファレンスへの出席
・個別の相談支援（メール、LINE、面談）
・各種手続き、受診などの同行支援
・関係機関や子ども担当弁護士への情報提供・連携
・アフターCafé てんてん（月１回×１２か月）
・ＯＧＯＢ会（年１回）
・日　　時　各実施日
・場　　所　適宜
・従業者人員　シェルタースタッフ、みずきの家スタッフ、電話相談員、ボランティア等
・受益対象者　シェルター＆みずきの家の退所者多数
・支出見込額　７１０，０００円

② 山村ホーム活用事業
・内　　容　山村ホーム（横浜市泉区）を利用して、シェルター＆みずきの家の利用者に対する日中活動支援とアフターケア等として、ボランティア等の支援により以下の行事を行う。
・日中活動支援：お茶会他（随時）
・庭の手入れと畑づくり（随時）
・アフターケア：アフターCafé てんてん（月１回×１２か月）
ＯＧＯＢ会（年１回）
・日　　時　各実施日
・場　　所　山村ホーム（横浜市泉区）
・従業者人員　非常勤スタッフ２名、各施設スタッフ、ボランティア若干名
・受益対象者　日中活動支援：シェルター＆みずきの家の利用者複数名
アフターケア：　〃　の退所者複数名
・支出見込額　１，６４９，４１０円

（５）子どもの問題についての啓発事業

① 公開シンポジウム　飛び立つために羽を休めて vol.19
イイ感じの大人って？
～子どもにとって、こうあって欲しい大人とは～
・内　　容　１　子どもセンターてんぽ活動報告
２　講　演
「児童養護施設で育ち、生きる」
講演者 THREE FLAGS-希望の狼煙-（ブローハン聡さん、山本昌子さん、西坂來人さん）
３　パネルディスカッション
コーディネーター：髙橋 温(子どもセンターてんぽ理事長)

パネリスト：
THREE FLAGS の３名
石井正宏さん(ＮＰＯ法人パノラマ理事長)

・日　　時　２０２６年5月３０日（土）　１３：３０－１６：３０
・場　　所　横浜市泉区民文化センター テアトルフォンテ
・従事者人数　約３０名（スタッフおよびボランティア）
・受益対象者　一般市民約２９０名
・支出見込額　３９０，０００円

② ニューズレター
・内　　容　法人の活動内容を広報するためのニューズレター「てんとうむし」を発行する。
・日　　時　２０２６年8月および２０２７年2月
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　約5名
・受益対象者　一般市民（発行　３８号、３９号：各1，８００部）
・支出見込額　２６２，０００円

③ インターネット・ホームページ
・内　　容　法人の活動内容を広報するためにホームページおよびSNS（Instagram）で、適宜情報を発信する。
・日　　時　通年
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　約４名
・受益対象者　一般市民多数
・支出見込額　３２５，０００円

④ 活動報告書
・内　　容　２０２５年度の活動につき報告書を作成する。
・日　　時　２０２６年8月
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　約６名
・受益対象者　関係機関等
・支出見込額　２５，０００円

⑤ オレンジリボンたすきリレーへの参加
・内　　容　オレンジリボンたすきリレーのゴールにブースを出展し、法人の活動紹介等を行う。
・日　　時　２０２６年１０月１８日（日）
・場　　所　オレンジリボンたすきリレーのゴール
・従業者人員　約３名、ボランティア
・受益対象者　一般市民多数
・支出見込額　１０，０００円

その他事業

（１）不動産賃貸事業

・内　　容　２０２５年１１月に遺贈により譲り受けた不動産（土地・建物）について、従前締結されていた第三者との賃貸借契約を継続し、賃貸事業を行う。

・日　　時　通年

・場　　所　横浜市泉区和泉町

・従業者人員　若干名

・受益対象者　賃借人（会社または個人）複数

・支出見込額　１，５７４，０６５円

以上

２０２７年度事業計画書

（２０２７年４月１日から２０２８年３月３１日まで）

法人の名称　特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

第１　法人の組織・財政の整備・強化

１　認定ＮＰＯ法人格を活かして、一般寄付・企業寄付の継続的なお願いと、法人会員の増加による財政基盤の強化を引き続き進める。

２　継続性を維持するための正会員・賛助会員の新規獲得。

第２　事業計画

１　事業の目標

①　子どもシェルターてんぽについては、必要な職員を確保し、居場所のない子ども・若者の自立に向けた支援の充実をはかりつつ、定員の２倍以上の新規入所者を確保し、安定的運営に努める。

②　自立援助ホームみずきの家については、必要な職員を確保し、職員の定着をめざし、利用者及び退所者の自立に向けた支援の充実をはかり、安定的運営に努める。

③　居場所のない子どもの電話相談については、必要な職員を確保し、職員の定着をめざし、相談事業の充実と体制整備に努める。

の３つを主な活動として位置づけ、これに加えて、④広報・啓発活動と、子どもシェルター全国ネットワーク会議を通じた制度改革への取り組みを行う。

２　事業内容

特定非営利活動に係る事業

（１）子どものシェルター運営事業

・内　　容　子どもシェルターてんぽ（定員：男女６名）において、児童福祉法上の児童自立生活援助事業として、原則として１５歳から２０歳前後の緊急的に居所を必要とする子ども・若者を保護する。

期間は原則として２か月程度とし、この間、保護を担う職員、弁護士等やボランティアスタッフが将来的な自立の方向性を子ども・若者と一緒に考えながら、関係機関と連携して専門的支援を行う。

・利用者の自立支援
・退所後に向けた支援
・退所者に対するアフターケア
・スタッフ、ボランティア研修
・子ども担当弁護士研修

・子どもシェルター全国ネットワーク会議の活動
・神奈川県自立援助ホーム協議会の活動

・日　　時　通年
・場　　所　神奈川県内のシェルター（場所は非公開）
・従業者人員　常勤スタッフ５名、非常勤スタッフ４名、有償ボランティア約３０名
・受益対象者　原則として１５歳から２０歳前後の緊急的に居所を必要とする子ども・若者約１２名
・支出見込額　４２，１００，８３２円

（２）自立援助ホーム運営事業

・内　　容　自立援助ホームみずきの家（定員：女子６名）において、なんらかの理由により家庭で生活できなくなり、自立を目指す子ども・若者（原則として１５歳から２０歳前後）に、共同生活を通して自立する準備期間を提供し、日常生活上の相談や支援、就学・就労の支援、退所に向けた支援を行う。
・利用者の自立支援
・退所後に向けた支援
・退所者に対するアフターケア
・全国自立援助ホーム協議会の活動
・神奈川県自立援助ホーム協議会の活動

・日　　時　通年
・場　　所　自立援助ホームみずきの家（南足柄市生駒７５番地）
・従業者人員　常勤スタッフ４名、非常勤スタッフ２名
・受益対象者　原則として１５歳から２０歳前後の、なんらかの理由により家庭で生活できなくなり、自立を目指す子ども・若者約６名
・支出見込額　３９，７９６，９１８円

（３）居場所のない子どもの相談事業

・内　　容　居場所のない子ども・若者の相談を受け、シェルター＆みずきの家の利用を含めた居場所確保の支援をする。
　シェルター＆みずきの家の退所者の相談を受けてスタッフと情報を共有し、必要に応じて退所者支援につなげる。
　電話相談カードを作成し、各関係機関、神奈川県内の高等学校子ども・若者の支援をしているＮＰＯ団体、各警察署等に配布する。

・日　　時　通年　平日の月～金曜日の１３：００－１７：００
・場　　所　シェルター事務局
・従業者人員　非常勤スタッフ６名
・受益対象者　居場所のない子ども・若者およびその関係者約１１０名
・支出見込額　２，５７４，４３２円

（４）アフターケア事業

①　アフターケア事業

・内　　容　シェルター＆みずきの家の退所者に対するアフターケアとして、以下の取り組みを行う。
・SMS、LINEなどを用いた連絡
・電話相談（居場所のない子どもの電話相談と同一窓口）
・アフターカンファレンスへの出席
・個別の相談支援（メール、LINE、面談）
・各種手続き、受診などの同行支援
・関係機関や子ども担当弁護士への情報提供・連携
・アフターCaféてんてん（月１回×１２か月）
・ＯＧＯＢ会（年１回）
・日　　時　各実施日
・場　　所　適宜
・従業者人員　シェルタースタッフ、みずきの家スタッフ、電話相談員、ボランティア等
・受益対象者　シェルター＆みずきの家の退所者多数
・支出見込額　７１０，０００円

② 山村ホーム活用事業
・内　　容　山村ホーム（横浜市泉区）を利用して、シェルター＆みずきの家の利用者に対する日中活動支援とアフターケア等として、ボランティア等の支援により以下の行事を行う。
・日中活動支援：お茶会他（随時）
・庭の手入れと畑づくり（随時）
・アフターケア：アフターCaféてんてん（月１回×１２か月）
ＯＧＯＢ会（年１回）
・日　　時　各実施日
・場　　所　山村ホーム（横浜市泉区）
・従業者人員　非常勤スタッフ２名、各施設スタッフ、ボランティア若干名
・受益対象者　日中活動支援：シェルター＆みずきの家の利用者複数名
アフターケア：　〃　の退所者複数名
・支出見込額　１，６４９，４１０円

（５）子どもの問題についての啓発事業
① 公開シンポジウム　飛び立つために羽を休めて vol.20
・内　　容　１　子どもセンターてんぽ活動報告
２　企画未定
・日　　時　２０２７年5月予定　１３：３０－１６：３０
・場　　所　未定
・従事者人数　約３０名（スタッフおよびボランティア）
・受益対象者　一般市民約１５０名予定
・支出見込額　３９０，０００円

② ニューズレター
・内　　容　法人の活動内容を広報するためのニューズレター「てんとうむ

し」を発行する。
・日　　時　２０２７年８月および２０２８年２月
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　約５名
・受益対象者　一般市民（発行　４０号、４１号：各１，８００部）
・支出見込額　２６２，０００円

③　インターネット・ホームページ
・内　　容　法人の活動内容を広報するためにホームページおよびSNS（Instagram）で、適宜情報を発信する。
・日　　時　通年
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　約４名
・受益対象者　一般市民多数
・支出見込額　３２５，０００円

④　活動報告書
・内　　容　２０２６年度の活動につき報告書を作成する。
・日　　時　２０２７年８月
・場　　所　この法人の事務所等
・従業者人員　約６名
・受益対象者　関係機関等
・支出見込額　２５，０００円

⑤　オレンジリボンたすきリレーへの参加
・内　　容　オレンジリボンたすきリレーのゴールにブースを出展し、法人の活動紹介等を行う。
・日　　時　２０２７年１０月予定
・場　　所　オレンジリボンたすきリレーのゴール
・従業者人員　約３名、ボランティア
・受益対象者　一般市民多数
・支出見込額　１０，０００円

その他事業

（１）不動産賃貸事業
・内　　容　２０２５年１１月に遺贈により譲り受けた不動産（土地・建物）について、従前締結されていた第三者との賃貸借契約を継続し、賃貸事業を行う。
・日　　時　通年
・場　　所　横浜市泉区和泉町
・従業者人員　若干名
・受益対象者　賃借人（会社または個人）複数
・支出見込額　１，５７４，０６５円

以上

2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 子どもセンターてんぽ

科目	シェルター	みずきの家	事務局	特定非営利活動に係る事業計	その他事業(不動産賃貸)	合計
Ⅰ 収入の部						
1 入会金・会費収入						
(1)正会員						
①入会金			¥50,000 新規10件	¥50,000		¥50,000
②年会費			¥1,005,000 191+10件	¥1,005,000		¥1,005,000
(2)賛助会員						
①入会金			¥30,000 新規10件	¥30,000		¥30,000
②年会費			¥570,000 180+10件	¥570,000		¥570,000
(3)法人会員						
①入会金			¥50,000 新規5社	¥50,000		¥50,000
②年会費			¥80,000 3+5社	¥80,000		¥80,000
2 事業収入						
(1)利用収入	※措置費＝2025(R6)年度単価	※措置費＝2025(R6)年度単価				
一般分	¥25,865,736 (保護単価+民間給与+処遇改善)×定員6×12か月	¥21,883,680 (保護単価+民間給与+処遇改善)×定員6×12か月		¥47,752,416		¥47,752,416
生活費	¥1,341,480 @55,270×平均定員2×12か月+冷暖房費	¥3,875,820 (@55,270+施外加算@3,000)×平均定員5.5×12か月+冷暖房費		¥5,217,300		¥5,217,300
被虐待児加算	¥350,000	¥1,000,000		¥1,350,000		¥1,350,000
その他	¥300,000	¥300,000		¥600,000		¥600,000
職業分	¥3,300,000 @275,000×12か月	¥3,300,000 @275,000×12か月		¥6,600,000		¥6,600,000
自立支援職員加算	¥7,313,760 @101,580×定員6×12か月	¥7,595,424 @105,492×定員6×12か月		¥14,909,184		¥14,909,184
個別対応職員加算	¥0 @101,580×定員6×12か月 ※該当者なし	¥5,105,736 @70,913×定員6×12か月		¥5,105,736		¥5,105,736
社会的養護経験者等処遇改善加算	¥659,160 @9,155×定員6×12か月	¥578,160 @8,030×定員6×12か月		¥1,237,320		¥1,237,320
こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算	¥233,856 @24,360(社保法人負担含む)×非常勤1人の常勤換算	¥292,320 @24,360(社保法人負担含む)×常勤1人×12か月		¥526,176		¥526,176
利用料	¥0 @30,000/月	¥0 @30,000/月		¥0		¥0
一時保護委託費	¥0	¥0		¥0		¥0
		社会的養育推進事業費補助金:@3,000×平均定員5.5				
(2)補助金	¥792,000 体制強化事業費補助金	¥2,098,000 ×12か月	¥50,000	¥2,940,000		¥2,940,000
		体制強化事業費補助金(約200万円				
(3)職員負担金収入				¥0		
食事代	¥170,000	¥300,000		¥470,000		¥470,000
3 寄付金収入				¥0		
(1)一般			¥4,000,000	¥4,000,000		¥4,000,000
(2)企業			¥2,000,000	¥2,000,000		¥2,000,000
コストコ商品券	¥1,500,000	¥1,500,000	¥200,000	¥3,000,000		¥3,000,000
4 助成金収入						
その他				¥0		¥0
5 その他の収入						
受取利息				¥0		¥0
ボランティア講座受講料	¥100,000 @4,000×25人×1回			¥100,000		¥100,000
雑収入	¥20,000 外部活動補償等	¥20,000 外部活動補償等	¥20,000 外部活動補償等	¥60,000		¥60,000
6 不動産賃料収入				¥0	¥8,175,000 R7年度実績	¥8,175,000
当期収入合計(A)	¥31,748,992	¥47,849,140	¥8,055,000	¥87,653,132	¥8,175,000	¥105,828,132
Ⅱ 支出の部						
1 事業費						
(1)施設運営事務費						
スタッフ人件費	¥25,910,296 常勤5人(*2人産休中含む)、非常勤1人	¥22,601,750 常勤1人、非常勤2人		¥48,512,046		¥48,512,046
福利厚生	¥624,000 @6,000×52週×2回	¥2,190,000 @6,000×365日		¥2,814,000		¥2,814,000
社会的養護従事者手当	¥209,280 非常勤5人(常勤換算値支給)	¥130,800 非常勤2(常勤換算値支給)		¥340,080		¥340,080
こども家庭ソーシャルワーカー手当	¥192,000 有資格者のみ@2万 *非常勤1(常勤換算値支給)	¥240,000 有資格者のみ@2万 *非常勤1		¥432,000		¥432,000
人件費 法定福利費	¥4,310,496 給与の16.245%	¥4,027,428 給与の16.245%		¥8,337,916		¥8,337,916
福利厚生費	¥370,000 中退共¥5,000×5人×12か月+健康診断上限¥10,000×7人	¥280,000 中退共¥5,000×4人×12か月+健康診断上限¥10,000×4人		¥650,000		¥650,000
スタッフ通勤交通費	¥1,600,000 2023年度決算1,092,635、2022年度816,720	¥540,000 2023年度決算537,435		¥1,540,000		¥1,540,000
ボランティア費用				¥0		¥0
ボランティア謝礼	¥1,095,000 ¥3,000×365日	¥0		¥1,095,000		¥1,095,000
ボランティア交通費	¥340,000	¥1,500 みずき市手伝い		¥341,500		¥341,500
研修費	¥290,000 グループSV(謝金@15,000×11か月+交通費35,000) ケースWT@2万×3人+ケアW(@1万×3人)	¥100,050		¥390,000		¥390,000
消耗品費	¥150,000	¥150,000		¥300,000		¥300,000
器具什器費	¥20,000	¥50,000		¥70,000		¥70,000
修繕費	¥100,000	¥100,000		¥200,000	¥64,900 R7実績	¥264,900
通信運搬費	¥450,000 Yahoo!BB、携帯3台含む	¥200,000 NTT、携帯1台含む		¥650,000		¥650,000
損害保険料	¥140,000 L-セーフの損害補償・労災上乗せ補償・自動車保険・火災保険(設備)	¥240,000 L-セーフの損害補償・労災上乗せ補償・自動車保険・火災保険・自転車保険・自賠責保険		¥380,000		¥380,000
賃借料(家賃)	¥3,300,000 ¥275,000×12か月	¥3,300,000 ¥275,000×12か月		¥6,600,000		¥6,600,000
車借料	¥237,600 駐車場代¥19,800×12か月	¥92,148 役会機リース料¥7,679×12か月		¥329,748		¥329,748
車両費	¥60,000 オイル交換、洗車等	¥200,000 点検・車検		¥260,000		¥260,000
会議費	¥10,000	¥10,000		¥20,000		¥20,000
印刷費	¥0	¥0		¥0		¥0
広報費	¥10,000 ポラ講座チラシ発送	¥50,000 みずきの家便り・みずき市チラシ印刷、発送		¥60,000		¥60,000
諸会費	¥13,600 横浜市社協1万、町内会費	¥36,300 全国自立援助ホーム協議会3万、自治会費等		¥49,900		¥49,900
租税公課	¥7,200 自動車税(軽)	¥19,000 自動車税(軽)、車検(重量税、収入印紙)		¥26,200	¥636,332 R7実績	¥662,532
振込手数料	¥20,600	¥18,000		¥38,000		¥38,000
行事費	¥0	¥10,000 みずき市		¥10,000		¥10,000
減価償却費	¥0	¥0		¥0	¥58,333 R7実績	¥58,333
管理費				¥0	¥649,500 R7実績	¥649,500
雑費	¥10,000	¥10,000		¥20,000	¥165,000 R7実績	¥185,000
				¥0		¥0
(2)施設運営事業費				¥0		¥0
給食費	¥1,440,000 ¥120,000×12か月	¥1,920,000 ¥160,000×12か月		¥3,360,000		¥3,360,000
保健衛生費	¥100,000	¥30,000		¥130,000		¥130,000
被服費	¥10,000	¥0		¥10,000		¥10,000
教養娯楽費	¥231,360 個別外出(@5,500×2.5人×12か月、同行者@2,000×12回)、YouTubeプレミアム@2,280×12か月、その他3万(Xmasプレゼント、お年玉、漫画・DVD・ゲーム等)	¥200,000 BBQ、外出、誕生会、Xmas等		¥431,360		¥431,360
旅費交通費	¥150,000	¥180,000		¥330,000		¥330,000
水道光熱費	¥450,000	¥1,200,000		¥1,650,000		¥1,650,000
燃料費	¥30,000	¥30,000		¥60,000		¥60,000
消耗品費	¥280,000	¥600,000		¥880,000		¥880,000
器具什器費	¥10,000	¥10,000		¥20,000		¥20,000
教育費	¥0	¥0		¥0		¥0
自立支援費	¥500,000 通所支度費、携帯、小遣い含む、20歳以上の子担費用30万	¥1,000,000 通所支度費・通所時支援等含む		¥1,500,000		¥1,500,000
医療費	¥10,000	¥10,000		¥20,000		¥20,000
交際費	¥10,000	¥10,000		¥20,000		¥20,000
雑費	¥10,000	¥10,000		¥20,000		¥20,000
(3)アフターケア事業				¥0		
アフターケア費	¥110,000 退所後飲食代3,000円(子1,600+大人1,200)×12人、アフターケア飲食代3,000円(同おつり)×23人、支援品購入@1,000円×5人	¥30,000	¥370,000 Cafe(交通費@1.5万+食費@2万+保険@1,520)×12回 *Xmasプレゼント1.7万+ボラ謝金(半日@1,500+交通費@1,000)×2人×12回)、OGOB会@3,500×40人一台費@3,000*20人-スタッフ@500×8人)*保険	¥710,000		¥710,000
(4) 居場所のない子どもの電話相談事業				¥0		¥0
人件費				¥0		¥0
給与			¥1,690,000 @1,300×5日×52週	¥1,690,000		¥1,690,000
法定福利費			¥219,632 社保加入1人の給与の16.245%	¥219,632		¥219,632
福利厚生費			¥10,000 健康診断1人	¥10,000		¥10,000
交通費			¥300,000	¥300,000		¥300,000
通信費			¥108,000 Yahoo!BB@9,000×12か月	¥108,000		¥108,000
広報費			¥150,000 電話相談カード・入所までの流れ:印刷、発送、封筒印刷	¥150,000		¥150,000
研修費			¥66,000 交通費:¥2,000×3回×6人、講師謝金3万	¥66,000		¥66,000
消耗品費			¥20,000	¥20,000		¥20,000
会議費			¥0 *シェルターで会議	¥0		¥0
損害保険料			¥10,800 労災上乗せ補償@1,800×6人	¥10,800		¥10,800
(5) 山村ホーム活用事業				¥0		¥0
人件費			¥768,000 非常勤1人	¥768,000		¥768,000
通勤交通費			¥65,000	¥65,000		¥65,000
活動交通費			¥20,000	¥20,000		¥20,000
日中活動(お茶会 他)			¥0 *予定立たず	¥0		¥0
水道光熱費			¥90,000	¥90,000		¥90,000
修繕費			¥200,000	¥200,000		¥200,000
通信運搬費			¥28,000 携帯	¥28,000		¥28,000
什器備品費			¥20,000	¥20,000		¥20,000
消耗品費			¥120,000 *除曜作り含む	¥120,000		¥120,000
損害保険料			¥148,410 火災保険、労災上乗せ補償@1,800	¥148,410		¥148,410
租税公課			¥180,000 固定資産税	¥180,000		¥180,000
雑費			¥10,000	¥10,000		¥10,000
(6) 公園シンポジウム事業費				¥0		¥0
講師料			¥70,000 講師5万(日体)、ベキラー1人×2万	¥70,000		¥70,000
旅費交通費			¥20,000 登壇者交通費、資料印刷時&当日搬入出駐車料金	¥20,000		¥20,000
印刷費			¥100,000 チラシ、資料、封筒印刷	¥100,000		¥100,000
通信費			¥60,000 チラシ発送	¥60,000		¥60,000
会議費			¥30,000 会議室、弁当など	¥30,000		¥30,000
消耗器具備品費			¥25,000 事務用品、紙看板	¥25,000		¥25,000
賃借料			¥65,000 会場費、什器設備	¥65,000		¥65,000
(7) ニューズレター				¥0		¥0
印刷費			¥62,000	¥62,000		¥62,000
発送費			¥200,000 *ゆうメール、封筒代	¥200,000		¥200,000
(8) 広報			¥325,000 レンタルサーバー・ドメイン維持料、求人費用、約27万0印作成	¥325,000		¥325,000
(9) 活動報告書作成			¥25,000 印刷代	¥25,000		¥25,000
(10) オレンジリボン左ナきリレー			¥10,000	¥10,000		¥10,000
事業費計	¥42,210,832	¥39,826,918	¥5,805,842	¥87,843,592	¥1,574,065	¥89,417,657
2 管理費						¥0
(1)事務局						¥0
人件費			¥7,842,475 常勤2人	¥7,842,475		¥7,842,475
通勤交通費			¥326,500	¥326,500		¥326,500
法定福利費			¥1,274,016 給与の16.245%	¥1,274,016		¥1,274,016
福利厚生費			¥140,000 中退共¥5,000×2人×12か月+健康診断上限1万×2人	¥140,000		¥140,000
賃借料(家賃)			¥960,000 @80,000×12か月	¥960,000		¥960,000
会議費			¥200,000 会議室、理事交通費、給会費用	¥200,000		¥200,000
活動交通費			¥20,000	¥20,000		¥20,000
全国会議参加費			¥660,000 シェルターNW会議:佐賀8人分(シェルター4、みずき1、理事3)@55,000 自立援助ホーム会議:香川4人分(みずき3、理事1)@55,000	¥660,000		¥660,000
JaSPCAN参加費			¥362,000 大阪2人分(シェルター2、みずき3、理事2)@6,000+参加費	¥362,000		¥362,000
通信運搬費			¥230,000 切手、電話、ネットセキュリティ(PC2台)	¥230,000		¥230,000
什器備品費			¥200,000 ノートパソコン購入予定	¥200,000		¥200,000
消耗品費			¥70,000	¥70,000		¥70,000
印刷製本費			¥40,000 事務局用封筒・法人リーフレット印刷	¥40,000		¥40,000
諸会費			¥61,680 *コンパーカード年会費¥5,250×6枚 がなこんネット1万、子どもシェルター全国NW会議2万	¥61,680		¥61,680
租税公課			¥848,000 固定資産税+その他1,000円	¥848,000		¥848,000
振込手数料			¥200,000	¥200,000		¥200,000
損害保険料			¥3,660 労災上乗せ補償@1,800×2人	¥3,660		¥3,660
雑費			¥10,000	¥10,000		¥10,000
(2) ハラスメント相談			¥330,000 実働5,500円/30分	¥330,000		¥330,000
(3) ボランティアコーディネート			¥484,000 @44,000×11か月	¥484,000		¥484,000
				¥0		¥0
管理費計	¥0	¥0	¥14,262,265	¥14,262,265	¥0	¥14,262,265
3 その他						¥0
予備費			¥0	¥0	¥0	¥0
当期支出合計 (B)	¥42,210,832	¥39,826,918	¥20,068,107	¥102,105,857	¥1,574,065	¥103,679,922
施設区分振替額 (C)	¥0	¥0	¥6,000,935	¥6,000,935	¥-6,000,935	¥0
当期収支差額 (A)－(B)＋(C) (D)	¥-461,840	¥8,022,222	¥-6,417,132	¥1,143,210	¥0	¥7,148,210
前期繰越正味財産 (E)	¥70,823,152	¥65,266,406	¥23,605,540	¥159,235,098	¥0	¥159,235,098
次期繰越正味財産 (D)＋(E) (F)	¥70,361,312	¥73,228,628	¥17,793,366	¥161,383,308	¥0	¥161,383,308

2027年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 子どもセンターてんぽ

科目	シェルター		みずきの家		事務局		特定非営利活動に係る事業計	その他事業（不動産賃貸）		合計
Ⅰ 収入の部										
1 入会金・会費収入										
(1)正会員										
①入会金					¥50,000	新規10件	¥50,000			¥50,000
②年会費					¥1,005,000	191+10件	¥1,005,000			¥1,005,000
(2)賛助会員										
①入会金					¥30,000	新規10件	¥30,000			¥30,000
②年会費					¥570,000	180+10件	¥570,000			¥570,000
(3)法人会員										
①入会金					¥50,000	新規5社	¥50,000			¥50,000
②年会費					¥80,000	3+5社	¥80,000			¥80,000
2 事業収入										
(1)利用収入		※措置費＝2025(R7)年度単価		※措置費＝2025(R7)年度単価						
一般分	¥27,065,520	(保護単価+民間給与+物価変動)×定員6×12か月	¥22,347,432	(保護単価+民間給与+物価変動)×定員6×12か月			¥49,412,952			¥49,412,952
生活費	¥1,378,440	¥59,810×平均定員2×12か月+冷暖房費	¥3,977,460	¥36,810×法外加算¥3,060×平均定員5.5×12か月+冷暖房費			¥5,355,900			¥5,355,900
措置 被虐待児加算	¥350,000		¥1,000,000				¥1,350,000			¥1,350,000
費 その他	¥300,000		¥300,000				¥600,000			¥600,000
国庫負分	¥3,300,000	@275,000×12か月	¥3,300,000	@275,000×12か月			¥6,600,000			¥6,600,000
自立支援職員加算	¥7,650,960	@106,250×定員6×12か月	¥8,005,896	@111,193×定員6×12か月			¥15,655,896			¥15,655,896
個別対応職員加算	¥7,313,760	@101,580×定員6×12か月	¥8,005,896	@111,193×定員6×12か月			¥15,319,656			¥15,319,656
社会的養護経験者処遇改善加算	¥591,840	@8,220×定員6×12か月	¥631,296	@8,768×定員6×12か月			¥1,223,136			¥1,223,136
こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算	¥194,550	@21,350(社保法人負担含む)×非常勤1人の常勤換算分	¥292,320	@24,360(社保法人負担含む)×常勤1人×12か月			¥487,200			¥487,200
利用料	¥0	@30,000/月	¥0	@30,000/月			¥0			¥0
一時保護委託費	¥0		¥0				¥0			¥0
				社会的養育推進事業費補助金：@3,000×平均定員5.5×12か月						
(2)補助金	¥792,000	体制強化事業費補助金	¥2,098,000	体制強化事業費補助金:約260万円	¥50,000		¥2,940,000			¥2,940,000
(3)職員負担金収入							¥0			
食事代	¥170,000		¥300,000				¥470,000			¥470,000
3 寄付金収入							¥0			¥0
(1)一般					¥4,000,000		¥4,000,000			¥4,000,000
(2)企業					¥2,000,000		¥2,000,000			¥2,000,000
コストコ商品券	¥1,300,000		¥1,500,000		¥200,000		¥3,000,000			¥3,000,000
4 助成金収入										
その他							¥0			¥0
5 その他の収入										
受取利息							¥0			¥0
ボランディア講座受講料	¥100,000	@4,000×25人×1回					¥100,000			¥100,000
雑収入	¥20,000	外部活動報酬等	¥20,000	外部活動報酬等	¥20,000	外部活動報酬等	¥60,000			¥60,000
6 不動産賃料収入							¥0	¥8,175,000	R7年度実績	¥8,175,000
当期収入合計（A）	¥50,526,449		¥51,778,300		¥8,055,000		¥110,359,749	¥8,175,000		¥118,534,749
Ⅱ 支出の部										
1 事業費										
(1) 施設運営事務費										
スタッフ人件費	¥25,910,296	常勤5人(※2人募集中含む)、非常勤4人	¥22,601,750	常勤4人、非常勤2人			¥48,512,046			¥48,512,046
人 宿直手当	¥624,000	@6,000×52週×2回	¥2,190,060	@6,000×365日			¥2,814,060			¥2,814,060
件 社会的養護従事者手当	¥259,200	非常勤5人(※勤務時間確定後)	¥130,800	非常勤2(常勤換算値支給)			¥390,000			¥390,000
費 こども家庭ソーシャルワーカー手当	¥192,696	有資格者のみ@2万 ※非常勤1(常勤換算値支給)	¥240,000	有資格者のみ@2万 ※常勤1			¥432,696			¥432,696
法定福利費	¥4,310,496	給与の16.245%	¥4,027,420	給与の16.245%			¥8,337,916			¥8,337,916
福利厚生費	¥370,000	中退共¥5,000×5人×12か月+健康診断上限¥10,000×7人	¥280,000	中退共¥5,000×4人×12か月+健康診断上限¥10,000×4人			¥650,000			¥650,000
スタッフ通勤交通費	¥1,000,000	2023年度決算1,092,635、2022年度816,720	¥540,000	2023年度決算537,435			¥1,540,000			¥1,540,000
ボランディア費用							¥0			¥0
ボランディア謝礼	¥1,095,000	¥3,000×365日	¥0				¥1,095,000			¥1,095,000
ボランディア交通費	¥340,000		¥1,500	みずき市手伝い			¥341,500			¥341,500
研修費	¥290,000	グループSV(個金@15,000×11か月+交通費35,000)	¥100,000				¥390,000			¥390,000
		ケースW(@2万×3人)+ケアW(@1万×3人)								
消耗品費	¥150,000		¥150,000				¥300,000			¥300,000
器具什器費	¥20,000		¥50,000				¥70,000			¥70,000
修繕費	¥100,000		¥100,000				¥200,000	¥64,900	R7実績	¥264,900
通信運搬料	¥450,000	Yahoo!BB、携帯5台含む	¥200,000	NTT、携帯1台含む			¥650,000			¥650,000
損害保険料	¥140,000	しせつの損害補償・労災上乗せ補償・自動車保険・火災保険(設備)	¥240,000	しせつの損害補償・労災上乗せ補償・自動車保険・火災保険・自転車保険・自賠責保険			¥380,000			¥380,000
賃借料(家賃)	¥3,300,000	¥275,000×12か月	¥3,300,000	¥275,000×12か月			¥6,600,000			¥6,600,000
賃借料	¥237,600	駐車場代¥19,800×12か月	¥92,148	複合機リース料¥7,679×12か月			¥329,748			¥329,748
車両費	¥60,000	オイル交換、洗車等	¥200,000	点検・車検			¥260,000			¥260,000
会議費	¥10,000		¥10,000				¥20,000			¥20,000
印刷費	¥0		¥0				¥0			¥0
広報費	¥10,000	ポラ調査チラシ発送	¥50,000	みずきの家便り・みずき市チラシ:印刷、発送			¥60,000			¥60,000
諸会費	¥13,600	横浜市社協1万、町内会費	¥36,300	全国自立援助ホーム協議会3万、自治会費等			¥49,900			¥49,900
旅費交通費	¥7,200	自動車税(軽)	¥19,000	自動車税(軽)、車検(重量税、収入印紙)			¥26,200	¥636,332	R7実績	¥662,532
振込手数料	¥20,000		¥18,000				¥38,000			¥38,000
行事費	¥0		¥10,000	みずき市			¥10,000			¥10,000
減価償却費	¥0		¥0				¥0	¥38,333	R7実績	¥38,333
管理費							¥0	¥649,500	R7実績	¥649,500
雑費	¥10,000		¥10,000				¥20,000	¥165,000	R7実績	¥185,000
							¥0			¥0
(2) 施設運営事業費							¥0			¥0
給食費	¥1,440,000	¥120,000×12か月	¥1,920,000	¥160,000×12か月			¥3,360,000			¥3,360,000
保健衛生費	¥100,000		¥30,000				¥130,000			¥130,000
被服費	¥10,000		¥0				¥10,000			¥10,000
教養娯楽費	¥231,360	個別外出(@5,000×2.5人×12か月、同行者@2,000×12回)、YouTubeプレミアム@2,280×12か月、その他3万(Xmasプレゼント、お年玉、漫画・DVD・ゲーム等)	¥200,000	BBQ、外出、誕生会、Xmas等			¥431,360			¥431,360
旅費交通費	¥150,000		¥180,000				¥330,000			¥330,000
水道光熱費	¥450,000		¥1,200,000				¥1,650,000			¥1,650,000
燃料費	¥30,000		¥30,000				¥60,000			¥60,000
消耗品費	¥280,000		¥600,000				¥880,000			¥880,000
器具什器費	¥10,000		¥10,000				¥20,000			¥20,000
教育費	¥0		¥0				¥0			¥0
自立支援費	¥500,000	退所支度費、携帯、小遣い含む、20歳以上の子措置用30万	¥1,000,000	退所支度費・退所時支援等含む			¥1,500,000			¥1,500,000
医療費	¥10,000		¥10,000				¥20,000			¥20,000
交際費	¥10,000		¥10,000				¥20,000			¥20,000
雑費	¥10,000		¥10,000				¥20,000			¥20,000
(3) アフターケア事業							¥0			¥0
アフターケア費	¥110,000	退所後飲食代3,000円(子1,500+大人1,500)×12人、アフターケア飲食代3,000円(同エフカ)×23人、支援品購入@1,000円×5人	¥30,000		¥570,000	Cash(交通費@1.5万+食費@2万+保険@1,520)×12回+Xmasプレゼント1.7万+ポラ謝金(手目@1,500+交通費@1,000)×2人×12回、OGO会@3,500×6人ー(会費@3,000×20人-スタッフ@500×8人)+保険	¥710,000			¥710,000
(4) 居場所のない子どもの避話相談事業							¥0			¥0
人件費							¥0			¥0
給与					¥1,690,000	@1,300×5h×5日×52週	¥1,690,000			¥1,690,000
法定福利費					¥219,632	社保加入1人の給与の16.245%	¥219,632			¥219,632
福利厚生費					¥10,000	健康診断1人	¥10,000			¥10,000
交通費					¥300,000		¥300,000			¥300,000
通信費					¥108,000	Yahoo!BB@9,000×12か月	¥108,000			¥108,000
広報費					¥150,000	電話相談カード・入所までの流れ:印刷、発送、封筒印刷	¥150,000			¥150,000
研修費					¥66,000	交通費:¥2,000×3回×6人、講師謝金3万	¥66,000			¥66,000
消耗品費					¥20,000		¥20,000			¥20,000
会議費					¥0	●シェルターで会議	¥0			¥0
損害保険料					¥10,800	労災上乗せ補償@1,800×6人	¥10,800			¥10,800
(5) 山村ホーム活用事業							¥0			¥0
人件費					¥768,000	非常勤1人	¥768,000			¥768,000
通勤交通費					¥65,000		¥65,000			¥65,000
活動交通費					¥20,000		¥20,000			¥20,000
日中活動(お茶会 他)					¥0	●予定立たず	¥0			¥0
水道光熱費					¥90,000		¥90,000			¥90,000
修繕費					¥200,000		¥200,000			¥200,000
通信運搬費					¥28,000	携帯	¥28,000			¥28,000
什器備品費					¥20,000		¥20,000			¥20,000
消耗品費					¥120,000	●味噌作り含む	¥120,000			¥120,000
損害保険料					¥148,410	火災保険、労災上乗せ補償@1,600	¥148,410			¥148,410
租税公課					¥180,000	固定資産税	¥180,000			¥180,000
雑費					¥10,000		¥10,000			¥10,000
(6) 公認シンポジウム事業費							¥0			¥0
講師料					¥70,000	講師5万(個体)、パネラー1人×2万	¥70,000			¥70,000
旅費交通費					¥20,000	登壇者交通費、資料印刷時&当日搬入出駐車料金	¥20,000			¥20,000
印刷費					¥100,000	チラシ、資料、封筒印刷	¥100,000			¥100,000
通信費					¥80,000	チラシ発送	¥80,000			¥80,000
会議費					¥30,000	会議室、弁当など	¥30,000			¥30,000
消耗器具備品費					¥25,000	事務用品、紙雪板	¥25,000			¥25,000
賃借料					¥65,000	会場費、付帯設備	¥65,000			¥65,000
(7) ニューズレター							¥0			¥0
印刷費					¥62,000		¥62,000			¥62,000
発送費					¥200,000	ゆうメール、封筒代	¥200,000			¥200,000
(8) 広報					¥325,000	レンタルサーバー、ドメイン維用料、求人費用、約27万日HP作成	¥325,000			¥325,000
(9) 活動報告書作成					¥25,000	印刷代	¥25,000			¥25,000
(10) オレンジリボンたすきリレー					¥10,000		¥10,000			¥10,000
事業費計	¥42,210,832		¥39,826,918		¥5,605,842		¥87,643,592	¥1,574,065		¥89,417,657
2 管理費							¥0			¥0
(1)事務局							¥0			¥0
人件費					¥7,842,475	常勤2人	¥7,842,475			¥7,842,475
通勤交通費					¥326,500		¥326,500			¥326,500
法定福利費					¥1,274,010	給与の16.245%	¥1,274,010			¥1,274,010
福利厚生費					¥140,000	中退共¥5,000×2人×12か月+健康診断上限1万×2人	¥140,000			¥140,000
賃借料(家賃)					¥960,000	@80,000×12か月	¥960,000			¥960,000
会議費					¥200,000	会議室、理事交通費、総会費用	¥200,000			¥200,000
活動交通費					¥20,000		¥20,000			¥20,000
全国会議参加費					¥660,000	シェルターNW会議:佐賀8人分(シェルター4、みずき1、理事3)@55,000 自立援助ホーム会議:香川4人分(みずき3、理事1)@55,000	¥660,000			¥660,000
JaSFCAN参加費					¥362,000	大阪2人分(シェルター2、みずき3、理事2)@40,000+参加費	¥362,000			¥362,000
通信運搬費					¥230,000	切手、郵送、ネットセキュリティ(PC2台)	¥230,000			¥230,000
什器備品費					¥200,000	ノートパソコン購入予定	¥200,000			¥200,000
消耗品費					¥70,000		¥70,000			¥70,000
印刷製本費					¥40,000	事務局用封筒・法人リーフレット印刷	¥40,000			¥40,000
諸会費					¥61,690	コストコメンバーカード年会費@5,250×6枚 かながんネット1万、子どもシェルター全国NW会費2万	¥61,690			¥61,690
租税公課					¥845,000	固定資産税+その他1,000円	¥845,000			¥845,000
振込手数料					¥200,000		¥200,000			¥200,000
損害保険料					¥3,600	労災上乗せ補償@1,800×2人	¥3,600			¥3,600
雑費					¥10,000		¥10,000			¥10,000
(2) ハラスメント相談					¥330,000	実働@5,500円/30分	¥330,000			¥330,000
(3) ボランディアコーディネート					¥484,000	@44,000×11か月	¥484,000			¥484,000
							¥0			¥0
管理費計	¥0		¥0		¥14,563,265		¥14,563,265	¥0		¥14,563,265
3 その他										
予備費	¥0		¥0		¥0		¥0	¥0		¥0
当期支出合計（B）	¥42,210,832		¥39,826,918		¥20,068,107		¥102,105,857	¥1,574,065		¥103,679,922
経理区分振替額（C）	¥0				¥6,600,935		¥6,600,935	¥-6,600,935		¥0
当期収支差額（A）ー（B）＋（C）（D）	¥8,315,608		¥11,951,382		¥-18,613,172		¥14,854,818	¥0		¥14,854,818
前期繰越金等財産（E）	¥70,061,312		¥73,229,626		¥17,793,368		¥161,283,306	¥0		¥161,283,306
次期繰越金等財産（D）＋（E）（F）	¥78,676,920		¥85,180,010		¥12,381,196		¥176,238,126	¥0		¥176,238,126